

荒尾市指令第1112号

平成30年12月4日

一般廃棄物処分業許可証

住所 熊本県荒尾市大島1738番2
氏名 株式会社 クリーン発酵九州
代表取締役 坪井 敏
事業場所在地 熊本県荒尾市大島字新四ツ山1734番2 外

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

荒尾市長 浅田 敏彦



許可の年月日 平成29年10月1日

許可の有効年月日 平成31年9月30日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う一般廃棄物の種類
中間処理業	堆肥化	ごみ（汚泥（有機性汚泥に限る。）、生ごみ）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
堆肥化	熊本県荒尾市 大島字新四ツ 山1734番2外	一般廃棄物処理施設設置 平成28年10月27日 (設置許可 堆肥一第8号)	300 t / 日 (24h)

3. 許可の条件

(別紙の通り)

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成29年10月1日付けで新規許可

(2) 平成30年12月4日付けで変更

一般廃棄物処分業許可条件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例等、関係法令を遵守すること。
2. 事業活動に伴う悪臭、騒音及び振動によって他事業所の事業活動及び生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
3. 荒尾市外の一般廃棄物の処理は許可しない。ただし災害廃棄物等緊急・人道上特別な理由があるとみなされるものについては、事前に荒尾市と協議すること。
4. 受入時に一般廃棄物と産業廃棄物を区別して保管すること。
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に掲げる事項（※以下のⅠ～Ⅳ）を記載した帳簿を備え、前月分を毎月10日（休日の場合翌開庁日）までに荒尾市役所環境保全課へ報告すること。
 - Ⅰ 受入れ又は処分年月日
 - Ⅱ 受入れた場合には、受入先ごとの受入量
 - Ⅲ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
 - Ⅳ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
6. 前年度分の一般廃棄物処理実績報告書及び産業廃棄物処理実績報告書（県提出分のコピー）を毎年5月31日までに報告すること。
7. この許可条件（許可品目含む）は荒尾市一般廃棄物処理計画及び情勢の変化に応じて適宜協議する。

以上